

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成28年12月21日（平成28年（行個）諮問第183号）

答申日：平成29年5月19日（平成29年度（行個）答申第27号）

事件名：本人からの申出に関して特定会社が銀行第一課宛てに回答した書面の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙2に掲げる文書3に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月27日付け金監第1899号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。なお、審査請求人から平成29年2月4日付け（同月6日收受）で意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。

金融庁は利害関係者である特定会社と共謀して、庁内の記録を改ざんして立入検査を実施していると繰り返し申し立てていた。当時の検査局長は、現金融庁長官である。回答の基となる審査請求人の事績管理簿（金総第2776号平成28年4月22日付け）と伝達（金監第1092号同月25日付け）を過去に遡り全てねつ造・改ざんしている。平成26年3月13日、同月14日、同月17日に2回と開示した平成25年12月2日の伝達が3回ある。伝達1回の情報を全て不開示にして伝達回数をねつ造して開示した。平成26年3月13日の時点で開示した情報が、事績管理簿と伝達に存在しない。開示請求に対して、情報をねつ造して開示することは違法である。

保有個人情報訂正請求書平成28年8月7日付け「開示請求者からの申出に関し、当庁銀行第一課から特定会社に回付した書面（平成25年12月5日）」の訂正（金総第6862号平成28年9月2日）、保有個人情報

訂正請求書同年8月7日付け「開示請求者からの申出が記録された金融サービス利用者相談室の事績管理簿（平成25年12月2日，同月3日，同月6日，同月10日，平成26年1月9日）」の訂正（金総第6862号平成28年9月2日），次男の保有個人情報訂正請求書同年8月7日付け「開示請求者からの申出に関し，当庁銀行第一課から特定会社に回付した書面（平成26年3月13日）」の訂正（金総第6862号平成28年9月2日），保有個人情報訂正請求書同年8月11日付け「開示請求者からの申出が記録された金融サービス利用者相談室の事績管理簿（平成26年3月13日，同月14日，同月17日，同月18日）」の訂正（金総第6862号平成28年9月2日），保有個人情報訂正請求書同年8月13日付け「開示請求者からの申出が記録された金融サービス利用者相談室の事績管理簿（平成26年3月13日，同月14日，同月17日，同月18日）」の訂正（金総第6862号平成28年9月2日）でねつ造・改ざんの詳細は述べている。審査請求人と次男の事績管理簿と伝達の改ざんは連動している。事績管理簿と伝達を過去に遡りねつ造・改ざんしていることは明白である。

平成26年3月13日大臣目安箱で，次男が伝達を指定した際，相談員Aは，次男が指定した伝達は，審査請求人の伝達と重複している。既に詳細は伝わっていると言った。次男に対して「お母様（審査請求人）と長男，お名前をちょうだいしていますので，その口座（特定銀行1広島支店）と，預金残高のお知らせと決算書の，口座番号とお客様番号」が伝達されていると言った。審査請求人は，相談員Bに「預金残高のお知らせと決算書の（以下略）」は伝えていない。平成25年12月10日の伝達を「お父様（主人），お母様（審査請求人），三男，四男のその点は，相談員Bの方が伝えていきます。銀行側も把握していると思います。」，同月2日の伝達を「貸金庫の契約があったはずなのに，ないと言われていると。銀行員が何らかの不正を働いているのではないかとということで，回答してもらえないことが（黙って，通話を同時に聞いている第三者から指示を受けていた。）」，既に銀行に伝達していると言ったが，「貸金庫の契約（以下省略）」以外，事績管理簿と伝達に該当する情報が存在しない。

相談員Aは全て嘘の情報（嘘の伝達内容，嘘の伝達日と伝達回数，嘘の相談回数）を伝えてきた。次男が日付と回数で相談回数を回答するように言うまで，相談員Aは，3回ある平成25年12月2日の相談回数を2回と嘘をつき続けていた。同日の相談回数を2回なので伝達回数は1回だが，2回と数えると嘘をついた。日付により相談回数と伝達回数が増減したが，増減したことを認めなかった。相談回数が6回あると言って5回言って，6回言ったと嘘をつく。相談回数が6回から7回に増えたことを認めない。相談回数が7回あると言って6回言って，7回言ったと嘘をつく。嘘をつ

いていること明白だが嘘をついたと認めなかった。

相談員Aは「貸金庫は金融庁に一切関係ない」と言った。特定会社広島支店特定個人Cは「口座の検索ができなければ貸金庫の検索はできない」と言った。特定個人Cの回答は当社の回答であると繰り返し言っている。特定会社は貸金庫の検索をしていない。審査請求人は、金融サービス利用者相談室で主人は口座を開設したことがない。貸金庫を借りたことが一度もないと言われていると相談している。審査請求人は家族の口座の検索と口座の検索結果の相談をしていた。伝達が貸金庫の検索になるわけがない。

相談員Aの開示した嘘の伝達に重複している箇所はない。金融庁は平成25年12月2日と同月10日の伝達内容を平成26年3月13日の時点で改ざんして、平成25年12月10日と平成26年1月9日の伝達を消去した。開示請求に対して、同年3月13日に開示した情報を更に改ざん・ねつ造して開示した。

事績管理簿《131202-11》で、相談員Bに誰の口座を検索したのか聞かれて、口座を検索したのは、主人、審査請求人、長男、次男、三男と答えている。名前の漢字を聞かれていないので、伝えていない。四男のことは伝えていない。長男と次男を削除して、四男をねつ造している。平成26年3月13日相談員Aは、次男に「よろしければ次男の名前の漢字を教えてほしい」と、次男の名前の漢字を聞いてきた。次男が答えると続けて、父（主人）と四男の名前の漢字を聞いてきた。次男は、主人と四男の名前の漢字を答えていない。同日の時点では事績管理簿の家族の名前は漢字で記載されていなかった。次男の伝達に対する、特定会社の返答に登場する、審査請求人を除く家族の名前の漢字だけを相談員は聞いてきた。「伝達の改ざん・ねつ造」と「伝達に対する返答」は、金融庁が考案している。

特定会社広島支店窓口で、特定個人Cが長男の名前を一度も聞いたことがないので口座の検索をしていないと嘘をついたことが、特定個人Cが実際には検索をしていない明確な証拠となった。特定個人Cは、審査請求人の書類に名義番号3桁が記載されているのを見た際、お客様番号で検索したと言ったが、審査請求人と長男のお客様番号は共通である。この事実を審査請求人は聞こえていないので知らなかった。平成26年3月13日の時点で、同月10日付けで検査情報受付窓口に送った情報（金検第444号平成28年4月22日付け）を基に、後付けで記録の改ざんを行っている。送った情報を基に、伝達を「口座の検索」から「貸金庫の検索」に改ざんすることを計画して、相談員Aに指示して、改ざんを立証できる証拠を所有しているかを聞き出した上で、記録の改ざんを実行した。平成26年3月13日大臣目安箱で記録の改ざんを行った。

平成25年12月2日、特定個人Cは「全国銀行協会から銀行本部に連

絡があり、本部から広島支店に連絡があり、特定個人Cが対応している。今回の問合せは（口座の）解約日を知りたいということですか？」と言っている。広島支店窓口で特定個人Cは貸金庫の検索はしていない。「特定個人Cの回答は当社の回答である。例えば金融庁に相談しようとして特定個人Cの回答は変更がない」と言った。特定個人Cは存在しない名義番号7桁の載った書類を出すように責め立てた。

平成25年12月3日、特定個人Cは別人に成りすまして電話を掛けてきた。審査請求人が「特定個人Cか？」と聞いたら「違う」と言った。「あなたたちの口座は調査したけどなかった」「主人、審査請求人、長男、次男、三男の口座を検索した結果を回答している」事績管理簿《131202-11》の伝達に対する対応があった。口座の検索結果を特定会社の正式な書面を出すように言ったら、すぐに電話を切った。また理由も言わずに、主人の名前の漢字を教えるようにと電話してきた。審査請求人が主人の名前の漢字を答えると、すぐに電話を切った。同月4日には、特定個人Cとして電話をしてきている。特定個人Cは、別の行員として口座の検索結果を回答する必要があった。さらに主人の名前の漢字が必要な事態が起きた。金融庁から同月3日に伝達があった。同月4日には、特定個人Cは当社の回答、名義番号と言わなくなった。回答が変わっている。特定個人Cは、審査請求人と長男の口座の検索結果を言っている。事績管理簿《131202-12》、銀行本部に審査請求人と長男の口座を問い合わせた、銀行本部からの対応が同月4日にあった。金融庁は特定会社と共謀して同月2日の相談を銀行に伝達した日付を同月3日から同月5日に改ざんしている。

次男の事績管理簿（金総第2767号平成28年4月22日付け）と伝達（金監第1093号平成28年4月25日付け）で、次男と審査請求人の申出をねつ造して伝達している。審査請求人は伝達の説明を受けていない。伝達を依頼していない。

相談員Aは、「特定会社の顧客対応、あるいは情報開示の相談でしたので、相談窓口で承りました」「次男は、特定会社が口座の情報等をきちんと調べないで対応をしたことに関して、金融庁に銀行法に違反しているか回答するように求めた」と言っている。相談員は、平成26年3月13日と同月14日の事績管理簿と同じ内容を金融担当大臣に回付すると言った。次男の事績管理簿には、相談員が同日付けで金融担当大臣に回付したと言った「次男の金融庁に対する意見・要望」が存在しない。過去に遡り記録の改ざんを行ったことは明白である。

次男の申出のねつ造を一部抜粋するが【当方は、特定会社広島支店にある亡夫の貸金庫や預金取引の現存照会を行ったが、銀行は亡父の氏名を聞いただけで、「現在取引がない」との回答をするだけであり、適切な対応

を行わない】当方が審査請求人でも次男でも該当するように申出をねつ造している。さらにねつ造した申出を伝達したことに改ざんしている。

『平成25年12月2日に、金融庁の金融サービス利用者相談室に母（審査請求人）が相談した後、同月3日に特定個人Cではなく、別の行員から電話が掛かってきたが、母は電話に出なかった。』（以下略）『その後も度々留守電に「緊急に連絡してほしい」と入っていたが、特定個人Cは母に暴言を吐き、ひどい対応をしたことから、母は電話を出ることができなかった。母の代理人として当方が特定会社お客相談室（原文ママ）に電話したところ、「広島支店の特定個人Cから連絡している。」とのことだった』。次男は発言していないだけでなく嘘である。電話に出なければ誰が掛けてきたのか分からない。次男の事績管理簿《140313-8》で、審査請求人の事績管理簿《131203-7》を改ざんしている。次男は池袋支店にしか電話をしていない。特定会社の検査実施中の同年12月19日から平成26年3月12日の間に、次男が特定会社に電話したとの情報をねつ造している。次男は電話をしていない。さらに特定会社が次男に「広島支店の特定個人Cから連絡している。」と説明したと特定会社の対応をねつ造している。次男は電話を掛けていないので説明を受けていない。

特定会社が検査実施中の金融機関になった平成25年12月17日から、突然特定個人Cは留守電に用件を入れない電話を数十件掛けてきた。審査請求人は電話に対応できなくなった。度々「緊急に連絡してほしい」との留守電はなかった。

平成26年3月13日に、3か月以上前の平成25年12月3日に、審査請求人が電話に出なかったと、日付を特定して申出をして、伝達を依頼する理由がない。発言していない。審査請求人や次男には、同日に、審査請求人が電話に出なかったと申出をする理由がない。「特定個人Cではなく、別の行員から電話が掛かってきたが」と「母は電話に出なかった」との申出は矛盾がある。電話に出なければ「誰が」電話を掛けてきたのか分からない。特定会社お客相談室に電話したと申出をして、銀行に伝達を依頼する理由がない。特定会社に電話をしていない。発言していない以前に嘘の申出をする動機と目的がない。金融庁には、「立入検査実施中」に相談者の申出をねつ造・改ざんする動機と目的がある。

平成26年3月13日と同月17日、相談員Aは次男に、「銀行は、金融庁からの伝達に対して、何らかの対応をとっていると思われる。特定個人Cが電話を掛けてきている。『審査請求人と次男が銀行に連絡を取っていない』ので銀行本部に連絡を取るように」言った。同日の時点で、伝達を訂正はできない。取り消すことはできるかもと言っている。次男の伝達には「次男が審査請求人の代理として銀行に電話した」「銀行から特定個人Cが連絡していると説明を受けた」との記載はなかった。同年5月8日

付け（金検第444号平成28年4月22日付け）で検査情報受付窓口に送った情報「平成25年12月3日に特定個人Cが別人に成りすまして電話を掛けてきた」等を基に、過去に遡り、既に特定会社に回付した情報を、後付けで改ざんしたことは明白である。監督庁による「検査妨害」であり違法である。

平成26年3月13日の時点で、同月10日付けの情報を基に過去の情報を改ざんして、さらに同年5月8日付けの情報を基に、同年3月13日の情報を改ざんしている。

次男が指定した伝達を、相談員Aが担当課（監督局銀行第一課）に確認しに行き、担当課から至急伝達できると回答があった。金融庁は次男の伝達を「2014年3月13日に大臣目安箱に提出した文書の内容について監督局が特定会社に伝達した内容が記載された文書」と、伝達の情報を改ざん・ねつ造している。次男は、同日に大臣目安箱に文書を提出していない。相談員は、相談の途中で、次男の指定した伝達を監督局銀行第一課に確認しに行っている。担当課から次男の指定した伝達を至急伝達できると回答があったので、次男に、至急伝達できると伝えたと言明している。事務管理簿を作成する前に、担当課に確認に行き回答を得ている。同日、監督局銀行第一課が「次男が指定した伝達」を「至急伝達できると回答した」事実を改ざんしている。

相談員は、相談当日平成26年3月13日には伝達をしていないと言明している。金融庁は伝達日を同月18日から同月13日に改ざんしている。次男の同日の相談の伝達日の開示請求に対して、伝達日を保有が確認できないと開示しなかった。伝達に対する特定会社から金融庁への返答を保有が確認できないと開示しなかった。大臣目安箱に提出した文書の開示請求に対して、伝達日を保有が確認できないと開示しなかった。情報を開示するよう申し立てる。次男の事績管理簿、同月17日《140317-9》で、同月14日以降、特定会社の対応の相談はなかったと次男の申出をねつ造している。申出のねつ造に併せて、伝達日を同月18日から同月13日に改ざんしている。大臣目安箱に提出した文書を伝達したとねつ造している。次男の事績管理簿には、電話で受付して、相談内容を伝達したと記録がある。記録に矛盾がある。組織的な犯罪である。

（相談員Aが復唱した伝達）

伝達1、（広島支店特定個人Cは）一切（口座の）検索をしていないよなのだけれども、きちんと回答を書面でほしい。

伝達2、お母様の名義番号（3桁）では、検索できないと言っているが正式な回答としていただきたい（次男は、特定個人Cは母に存在しない名義番号7桁の載った書類でしか口座の検索できないと言ったが、名義番号とは何かということを確認していただきたい。と言ったので、相

談員の発言は意味が違う)。

伝達3, どういう形で, その書面等送ってきているけど, 住所を知ったのか教えてほしい。

伝達4, お母様(審査請求人)の耳が聞こえずらいにもかかわらず, 筆談を申し入れたが, 大声を上げて特定個人Cが断ってきた事実(相談員は, どう喝のくだり知っているのに, 初めて聞いたと嘘をついた。)

伝達5, (広島支店特定個人Cが)何を検索したのか分からないような状況にあるので, きちんと検索した内容を明確にしてほしい。1番目のものと同じになるが, その回答を書面でしてほしいと言う部分。

(再度確認した際, 相談員Aが復唱した伝達)

伝達1, 広島支店特定個人Cが(口座の)検索を一切していない様子なので, きちんとその事実を, 当社の回答, 銀行の回答を書面で確認したい。

伝達2, 母親が名義番号では検索できないと言われたわけですね。その点に関して具体的な内容, 正式な回答をしていただきたい(次男は, (口座を)名義番号でしか検索できないと訂正した。)。相談員Aは, その点は冒頭いろいろと, きちんと記録をとらせていただいておりますと言った。

伝達3, 郵便に関して, その何度も送ってくる。どういう形で, あの母親の住所を知ったのか。銀行側には伝えていないにも関わらず, 知っていることに関して, きちんと事実を明らかにしてほしい。

伝達4, 窓口で母親が, 耳が聞こえずらいので筆談をお願いしたところ, 特定個人Cは大声を上げて断った。そのような顧客対応はどうかと言うこと。

伝達5, 何を検索したのかですね。「特定個人Cがですね。本店でしょうか。どちらもですね。」何を検索したのか分からない状況が今あるので, 何を検索したのか明らかにしてほしい。

伝達6, 特定個人Cの対応が銀行の正式なものなのかどうかを確認, 回答してほしい。

次男は特定個人Cが何を検索したのかと言っているのに, 伝達5を「特定個人Cと本店」に改ざんしている。改ざんに合わせて, 審査請求人の平成25年12月2日《131202-12》の相談と伝達「どこに行っても特定個人Cが対応してくると相談したので, 相談員Bは, 銀行本部(本店お客様相談室)に口座を問い合わせるように指示をした。銀行本部で, 審査請求人と長男の口座番号を聞かれて, 広島支店特定個人Cに確認して連絡すると言われたと, 相談員Bに報告した。」を改ざんして「担当してくれているのは, 広島支店特定個人Cである。」とねつ造している。

相談員の復唱の時点で伝達内容が改ざんされているが, 次男は概ね上記の伝達内容だけを特定会社本店に伝達するように指定した。そもそも相談

員の方から伝達を勧めてきて、伝達は銀行本店にすると説明があった。相談員は、次男の指定した伝達以外は伝えないということを再三確認している。次男の指定した伝達に対して、広島支店（特定個人Dと特定個人E）から、貸金庫の検索をした。名義番号とは何かに対して、ご存知のとおり、お取引番号と、一度も聞いたことがない嘘の返答がきた。広島支店窓口で貸金庫の検索はしていない。審査請求人と次男は金融サービス利用者相談室で、貸金庫の解約日を依頼していない。検査情報受付窓口で「特定会社は、実際には口座を検索していないのに、口座を検索したと嘘をついた。口座はあるのにないと嘘をついた。」口座を検索していない明確な根拠を送ったら、金融庁が、審査請求人の過去の伝達を「口座の検索」から「貸金庫の検索」に改ざんして、金融庁の改ざんしたとおり、特定会社は貸金庫の検索をしたと返答してきた。立入検査実施中に利害関係者と共謀して記録の改ざんを行った。金融庁は、特定会社の違法行為を隠蔽するため、過去に遡り、後付けで記録の改ざんを繰り返している。

特定会社広島支店での出来事と、平成25年12月2日の相談と、広島支店特定個人Cの対応と、同月9日、同月10日の池袋支店特定個人Fの対応から、事績管理簿《131202-11》の相談と伝達内容は、「広島支店特定個人Cが、貸金庫係から広島支店お客様窓口まで、どこに行っても対応してくる。お客様係に書類を提出すると、すぐに書類を持って奥に行き、奥から特定個人Cが書類を持って出てきた。」「特定個人Cは、特定銀行1広島支店の審査請求人家族（主人、審査請求人、長男、次男、三男）の口座を検索した。窓口では、審査請求人の書類だけ提出して、長男の書類は見せていない。」「主人は平成6年に亡くなっている。主人は口座を開設したことがない。貸金庫を借りたことが一度もないと言われている。平成4年以降、貸金庫に主人と一緒に入って次男と三男の高額な証書を確認している。」「主人は50年以上前から、特定銀行1新宿支店に貸金庫を借りていて、昭和51年に特定県特定市（現特定市）に引越しをした際に、（当時は一番近かった）特定銀行1広島支店に口座を移した。同時に主人は広島支店に貸金庫を借りた。」「特定個人Cは、氏名（カナ）を聞いただけですぐに回答している（氏名だけで検索している）。窓口でも機械を操作することがなく奥に行ってすぐに戻ってきた。検索をしている様子が一切ない。検索できるような時間はなかった。特定個人Cは、実際には検索をしていないのではないか。」「広島支店は、平成4年までデータがある。同年以降の全保有データを検索したが、情報が出ないので顧客ではないと追い払われた。同年以降も利用があった。データが改ざんされているのではないか。」「口座は解約していない。特定個人Cは、口座を解約していると言うが口座の解約日を教えない。」「住宅金融公庫の支払のため、主人が審査請求人と長男の口座からお金を出して払っている。（特定銀行1と特

定銀行2の間で)平成4年以降もお金のやりとりがあった。】。

平成25年12月2日と同月3日の相談と、相談員Bの発言から事績管理簿《131202-12》の相談と伝達内容は、「銀行本部で、審査請求人と長男の口座番号を聞かれて、広島支店特定個人Cに確認して連絡すると言われた。」「銀行本部に口座を問い合わせても、特定個人Cを通して返答が来る。」金融庁は、おおむね上記の相談を特定会社に伝達している。既に伝達した内容を改ざんするために伝達への返答を不開示にしている。過去に遡って事績管理簿と伝達内容を繰り返し改ざんしている。

当時、次男は東京にいたので広島支店での詳細は知らなかった。平成25年12月9日、次男は池袋支店で手続するのに必要な書類を聞くために電話をした。テレホンセンターで紛失係は混んでいるので、池袋支店に電話をつながれた。池袋支店特定個人Fは、どんな古い書類でもいいので、所有していないかと聞いてきた。特定個人Fの方から口座の検索をしてきた。口座の検索時は保留音楽が流れて待たされた。特定個人Fは、次男の口座を検索した結果「口座はない」と言った。特定個人Fは、氏名(カナ)と名字を聞かずに、漢字の名前から聞いてきた。よって次男は〇〇〇〇〇〇〇と名乗っていない。次に住所と、最後に生年月日を聞いてキーボードを打って入力しているが、「口座はない」と言った後、生年月日を外して氏名(カナ)だけで検索したと言った。違うと言っているのに「〇〇〇〇〇〇〇〇」でも検索した。このときは保留時間もなく、すぐに「口座はない」と言った。最初の検索時には、名前の漢字を聞く前に氏名(カナ)を入力している。当然既に検索結果が出ている。特定個人Fは、口座を検索するフリをした。実際には口座の検索をしていない。特定個人Fは、電話と窓口での、口座の検索結果は同じ。氏名(カナ)だけで特定銀行3を含めた全店舗、全支店の口座の検索ができると嘘をついた。当時システムが違うので、特定銀行3の口座は検索できなかった。特定個人Fは、広島支店特定個人Cが氏名(カナ)だけで全保有データを検索できると審査請求人に言ったことを知った上で、全店舗、全支店の口座の検索ができると変更して説明していた。氏名以外の情報を聞いて、口座を検索した後「氏名(カナ)だけで検索した」と言った。「口座はない」と言ったが、口座は解約しているとは言わなかった。全支店に銀行本部から伝達に対する隠蔽工作の指示が出ていた。同月10日特定個人Fは、突然10年で自動的に全情報を削除していると言い出した。昨日の口座の検索は10年しかしていないと言った。同日に金融庁から立入検査の予告があった。

次男は、「次男と長男の口座は同じ特定銀行1広島支店。母(審査請求人)が兄(長男)の口座を問い合わせている」としか言っていないのに、特定個人Fは、審査請求人と長男の口座が広島支店であることを知っていた。上司の特定個人Gは、休眠預金であろうと残高0円であろうと必ず検

索できる。実際には検索していないのに、システム検索をしたので漏れはない。「次男の口座の解約は確定している。口座はない」は当社の回答と言った。当初池袋支店で口座の検索結果は出せると言っていたが、広島支店で口座の検索結果を出す。口座の閉鎖の調査依頼の手続を教えてきた。どの支店でも手続はできるが特定銀行3の支店はシステムが違うので、特定銀行1の口座の検索はできない。契約時の住所と現住所の住所変更の時間がたっている場合、当日には手続ができない。郵送で手続ができる。主人の口座の検索には、除籍謄本等の書類が必要である。池袋支店の説明で、広島支店特定個人Cが、実際には口座の検索をしていないこと。嘘をついていることが明確になった。

平成25年12月10日、池袋支店のことを審査請求人が「次男の口座は解約が確定していると言われた。広島支店と検索結果が違う。次男の行った東京の支店は全情報を10年で削除している。広島支店は平成4年からデータがあると言っているのに、次男の行った東京の支店は10年しか検索できないと言っている。どんな古い書類でも遡って調べる。解約日も分かると言っている」と相談した。金融庁はおおむね上記の相談を銀行本店に伝達した。同月2日広島支店の相談と、同月10日池袋支店の相談の伝達は重複していない。

広島支店も池袋支店も、実際には口座の検索をしていないのに、口座の検索をしたと嘘をついた。口座はあるのに、口座はないと嘘をついた。両支店とも当社の回答であると言った。金融庁と全国銀行協会から銀行本部に連絡が行った後、銀行本部は全支店に隠蔽を指示し、当事者である特定個人Cに対応を続けさせた。

立入検査実施中の平成26年1月9日、最初に対応した相談員Aは、審査請求人に相談している銀行名を言わそうとしていた。審査請求人は聞こえていないので、相談員Bと言っていたら、相談員Bに代わり、相談員Bが「特定銀行4広島支店」と言った。事績管理簿には「特定銀行3広島支店」になっている記録がない。金融庁は、改ざんと秘密漏洩を兼ねた犯罪を伝達と称している。立入検査実施中に金融庁と特定会社本店の間だけで、審査請求人の相談している銀行を、特定銀行1広島支店から特定銀行3広島支店に改ざんして伝達している。金融機関は、金融ADRに応じる義務がある。特定個人Cは広島支店窓口で、「全保有データを検索したが情報が出ない。どのような手続もできない」とだました。審査請求人の筆談の依頼を大声で断り「訴訟するのか」とどう喝した。金融庁は、次男を特定会社に対応させるために、同年3月13日相談員Aと上司は、次男に審査請求人の相談内容等を開示するとだまして、次男を審査請求人の代理人に仕立て上げた。次男から審査請求人に電話を代わった際、相談員Aは審査請求人が聞こえていないことを確認した上で、平成25年12月10日が

最後の相談日，最後の伝達のあった相談日と嘘をついた。前回の担当相談員Bが対応すると言って，相談員Bに代わろうとしていた。平成26年1月9日と同じ相談員，同じ手順，手口である。相談員が相談者（国民）に対して，嘘をついたことを根拠に記録の改ざんを実行していた。金融庁は，利害関係者と共謀して庁内の記録の改ざんを行い違法な立入検査を実施していた。

相談員Aは嘘が発覚した後，次男が「母（審査請求人）は平成25年12月に相談した」と言ったと事実をねつ造して，次男に指摘されるまで，審査請求人が平成26年1月に相談したことを知らなかったと嘘をついた。金融庁は検査情報受付窓口へ送った情報から，審査請求人が相談室での通話内容を保有していないと判断した。嘘と改ざんを，審査請求人と次男には立証できないと判断したので記録の改ざんを行い，相談員は同月9日の通話を聞けば，すぐに発覚する嘘をついた。同年3月13日相談員Aは「次回検査する」と言ったが，同月17日から特定会社が検査実施中の金融機関になったことを教えなかった。次男が広島支店には，口座の検索をした証拠が何もないと言ったら，次回検査時には，書類の保存期間は過ぎていると言った。警察に行っても無駄だとだました。金融庁は，立入検査で銀行の違法行為があっても告発しない。立入検査の処分は一切公表をしないとだました。相談員Bは，金融庁は銀行を検査する権限がないとだました。審査請求人と次男は，特定会社を検査してくださいと公益通報をしているのに，公益通報の仕組みと手続を教えなかった。相談員は，嘘をついてだます。秘密漏洩と記録の改ざんのために対応をしてくれている。次男の事績管理簿《140313-8》の相談内容の概要6で，特定個人Cが筆談を大声で断った際の出来事を「母に暴言を吐いた」と改ざんしている。金融庁と特定会社の高齢者と障害者に対する人権侵害を，相談者の申出をねつ造することで組織的に隠蔽した。検査情報受付窓口へ広島支店窓口で特定個人Cは，審査請求人の筆談の依頼を，「何が目的か」「自分で書け」と大声をあげて筆談を断った。弁護士や司法書士等を通してと言うと，特定個人Cは立ち上がって，訴訟するのかとどう喝した，と送っていた。次男が「母（審査請求人）の筆談の依頼を，大声をあげて筆談を断った」と言った瞬間に，相談員Aは「どう喝されたんですね」と言った。「弁護士や司法書士等を通してと言うと立ち上がってどう喝した」を「大声をあげて筆談を断った」まででどう喝したと改ざんしようとした。銀行法13条の3第2号はデリバティブのこととだました際に，次男が銀行法13条の3第2号と言った瞬間に，条文を聞く前に相談員Aは「デリバティブのこと」と言ったのと同じ手口である。相談員は事前に改ざんを指示されて，嘘をつくための訓練を受けている。国民に対して「嘘をつくこと」で，記録の改ざんを実行することは，国民だけでなく，相談員に対する人権侵害

である。相談員は「大声を上げることが金融庁ではどう喝と表現する」と言ったが、筆談を大声で断った際の出来事を「暴言を吐き、ひどい対応をした」に改ざんしている。相談員Aは検査情報受付窓口に送った情報を改ざんするために対応をしてきた。

平成25年12月17日から約半年間実施した立入検査で、特定会社の「実際には口座の検索をせずに、検索した結果、口座はないと嘘をつき、口座はあるのに預金者に手続をさせずに、多額な預金と口座をとっている犯罪」に対して、犯罪行為を認識しながら処分と告発を行わなかった。庁内の記録を過去に遡り改ざんして犯罪の隠蔽を行った。事績管理簿から「特定会社が口座を検索した。口座の検索結果を回答した。」等、口座の検索に関わる情報と、審査請求人が高齢であること、耳が聞こえないので書面で返答してほしいと申出をした事実を全て削除・改ざんしている。金融庁は高齢者と障害者に対する人権侵害を組織的に行った。

記録の改ざんが発覚・露見したので、平成26年8月22日、検査情報受付窓口から金融モニタリング情報受付窓口に変更。検査実施中の金融機関の公表をやめた。検査情報受付窓口にあった『これまでも、利用者の皆様から多数の情報をご提供いただき、検査に活用しているところですが、金融機関の検査においては、利用者の皆様からの情報が何よりも重要であるため、特に検査を実施している金融機関については、早期に情報をご提供いただくようお願いいたします。』『検査には、経営管理（ガバナンス）態勢や各種リスク管理態勢等を総合的・一体的に検証する「総合検査」のほか、特定の分野及び事項に焦点を絞って検証する「部分検査」があり、「部分検査」については、例えば、金融機関のコンピュータシステムを主な対象とした検査など、様々なものがあります。』等、検査に使用すると記載、立入検査は利用者保護の確保、利用者利便の向上のために行われるとの記載を全て削除した。同年9月8日、金融モニタリング情報受付窓口から、金融モニタリング情報収集窓口に変更の際にURLとFAX番号を変更した。「検査実施中の金融機関」から「情報を受け付けている金融機関」に変更、さらに「情報を募集している金融機関」に変更した。受付窓口から収集窓口に変更した。「受付している」から「募集している」に変更した。

平成26年3月15日に伝達の様式を変更したことから始まり、「金融検査に関する基本指針」から「金融機関の法令等遵守態勢」を全て削除等、金融モニタリング基本方針、監督指針、検査マニュアル等の特定会社の違法行為に該当する箇所を全て削除・変更した。現在まで隠蔽と虚偽の公表を繰り返している。

平成26年7月4日金融モニタリングレポートの公表について、主要行等に対する検証項目の金融モニタリングレポートがない。同月30日「金

融検査結果事例集」の公表について、目次に信託兼営金融機関と金融持株会社の項目がない。違法な立入検査が露呈したので該当する検査結果が含まれた公表をしなかった。平成26事務年度には、情報を募集している金融機関に特定会社と特定グループ1、お金のやり取りがあった特定銀行2と特定グループ2は一度も掲載されなかった。平成27事務年度、特定銀行2と特定グループ2は情報を募集している金融機関に一度も掲載されなかった。

平成25事務年度金融庁の1年から、予告日、立入検査開始日、立入検査終了日、検査結果通知日の公表をしなくなった。

金融庁の法令等遵守を担保する、法令等遵守調査室は通報を無視して、特定会社が検査実施中の金融機関として掲載中には受付状況の更新をしなかった。掲載終了後の平成26年6月末頃、受付状況を2年表記にして受付が0件なのに2件と虚偽の表示を平成27年8月30日まで続けていた。行政不服審査法に基づく異議申立書にだけ、情報提供として「具体的な事実はないので調査しない」と返答をしてきた。金融庁には法令等遵守が存在しない。法令等遵守調査室は通話の録音の保存と事実確認を申し立てていたが、事実確認に応じなかった。通話の録音の開示請求に対して保有が確認できないと開示しなかった。法令等遵守調査室は証拠の隠滅を行った。受付状況を2年表記にして受付が0件なのに2件と虚偽の表示を続けていた期間の開示請求に対して、ホームページ上で1年以上公表を続けた虚偽の受付状況を開示しなかった。

相談時、対応内容の明確化等のため、通話内容を録音しているとアナウンスがあった。しかし相談員の上司は、通話を録音していることを公表していないと嘘をついた。通話を1週間で削除していると言っているだけで、何日付けで削除していることは公表していないと嘘をついた。国民に嘘をつくことは違法である。

法4条に違反している（条文省略）。

相談時、金融サービス利用者相談室には、ご留意事項、公益通報者保護法に基づく通報をされる方は、「公益通報窓口」から通報してください。なお、相談室は外部の労働者の方からの公益通報の仕組みに関する質問等に応じています。「なお、相談室は外部の労働者の方からの公益通報の仕組みに関する質問等に応じています。」と記載していたが、平成26年8月1日から9月1日の間に削除した。審査請求人と次男の相談は、公益通報であることを認識した上で隠蔽行為を繰り返している。

伝達は「平成25年9月分金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」とあるが受付日は平成25年12月2日。平成25年9月分ではない。審査請求人は平成25年9月に相談していない。監督局銀行第一課は、平成25年12月2日と同月10日の伝達は重複していたので、同日の相談

は伝達していなかった。伝達を取り消した理由を説明すると言ったが現在まで説明がない。相談員が平成26年3月13日に開示した伝達は重複している箇所がない。そもそも開示した伝達が嘘である。相談員Aは「取り消した理由」を開示請求するように言ったが、開示請求に対して保有が確認できないと開示しなかった。情報を開示するように申し立てる。監督局銀行第一課は、平成25年12月2日の相談の嘘の伝達日だけを平成26年3月13日に教えてきた。同日、同月14日に伝達日の確認をしているが、平成25年9月分受付になっていたとの説明はなかった。平成26年3月13日の時点では平成25年9月分受付になっていなかった。金融庁は、開示請求に対してねつ造した情報を開示した。

平成25年12月分の、審査請求人の事績管理簿の氏名のフリガナは〇〇〇〇〇〇〇〇。性別は男。平成26年1月9日には女になっている。同年3月13日、次男が大臣目安箱に電話をした際、相談員Aは、お母様（審査請求人）が何度も相談しているので提言はできない。相談しかできないとだました。相談員Aは、最初から審査請求人を女だと認識していた。相談員Aは、審査請求人のフルネーム、〇〇〇〇〇〇〇〇〇をシステムに入力して、本人確認で前回の情報と一致した。同日の時点では平成25年12月分だけを参照したと言った。相談員Aが作成した、次男の事績管理簿（金総第2767号平成28年4月22日付け）では、審査請求人は母、母親である。平成26年3月13日の時点では、審査請求人の事績管理簿の氏名のフリガナは〇〇〇〇〇〇〇〇。性別は女だったことは明白である。

事績管理簿の個人情報とその都度違う。個人情報が一致しないように過去に遡り改ざんしている。法5条に違反している（条文省略）。

個人情報がその都度違う事績管理簿が存在している時点で違法である。信義誠実の原則に違反している。相談者（国民）は、全ての日付の事績管理簿を開示するとは限らない。国民は事績管理簿の個人情報が「その都度違う」ことを想定していない。一部開示したときに、性別が男から女になりまた男になっているとは予測できない。仮に審査請求人が、平成26年1月9日の事績管理簿だけしか開示しなければ、審査請求人は他の事績管理簿の性別が男になっていると予測できない。もともと〇〇〇〇〇〇〇〇。性別女だった事績管理簿を改ざんして開示しているが違法である。

（以下は事績管理簿の日付）

平成25年12月2日 〇〇〇〇〇〇〇〇。性別男
平成25年12月3日 〇〇〇〇〇〇〇〇。性別男
平成25年12月6日 〇〇〇〇〇〇〇〇。性別男
平成25年12月10日 〇〇〇〇〇〇〇〇。性別男
平成26年1月9日 〇〇〇〇〇〇〇〇。性別女
平成26年4月3日 〇〇〇〇〇〇〇〇。性別男

平成26年5月9日 ○○○○○○○○。性別男

平成25年12月2日から平成26年1月9日まで相談員Bが作成。同年4月3日と同年5月9日は相談員Aが作成。相談員Aが作成した次男の同年3月13日の事績管理簿《140313-8》では審査請求人は母、母親になっている。次男の事績管理簿の、次男の氏名のフリガナは○○○○○○○である。相談員は金融庁のシステムに「○○○○○○○」と入力して、平成25年12月分の事績管理簿の情報「○○○○○○○」と一致したと言った。情報の開示の過程を開示請求したが、保有が確認できないと開示しなかった。情報を開示するよう申し立てる。

相談員Bは、繰り返し○○○○○様と言っている。事績管理簿にも当方の主人が～と記載されている。審査請求人は○○○○○○○と名乗り、主人の名前を○○○○と言っている。名前の漢字は聞かれていないのでカタカナ記載の主人の名前○○○○は「○○」と別の漢字が事績管理簿に記載してある。相談員Aが作成した審査請求人の平成26年4月3日と同年5月9日の事績管理簿（金総第4903号平成28年6月27日付け）では、審査請求人の性別はまた男になっている。個人情報が変わるような出来事は何もなかった。○○○○○○○で繰り返し本人確認を行っている。性別、氏名のフリガナ・漢字等の個人情報が違えば別人である。金融庁は別人として検査をしたことにするために、「同一である個人情報」を過去に遡って繰り返し改ざんした。信義誠実の原則・禁反言の原則に違反している。

平成28年6月9日付けの補正、同月22日付け、行政文書開示請求書に対する措置の通知がない。平成25事務年度（平成25年11月25日～平成26年6月30日の間）に、特定会社がシステム障害を報告した情報。伝達制度に関する情報開示。平成25、26事務年度に特定グループ1に立入検査を実施した検査結果通知。平成26事務年度に特定会社に立入検査を実施した検査結果通知。平成25、26事務年度に特定銀行2と特定グループ2に立入検査を実施した検査結果通知。法令等遵守調査室が虚偽の受付状況を金融庁のホームページ上で公表していた期間。公益通報者保護法に基づく労働者以外の方からの公益通報の手続の開示。開示請求を無視している。不作為の審査請求書を無視している。行政不服審査法の趣旨に反している。法の趣旨に反している。情報を開示するよう申し立てる。問題を認識した上で組織的に隠蔽を繰り返している。

平成26年3月13日の時点で平成28年3月10日付けの情報を基に過去に遡って記録の改ざんをしている。平成26年5月8日付けの情報を基に、過去に遡って、さらに審査請求人と次男の事績管理簿と伝達を全て改ざんした。同年3月13日に開示した情報と開示した事績管理簿と伝達

の情報が違う。既に伝達しているのに、実は伝達していなかった。伝達回数と伝達日の改ざん。伝達内容の改ざん。相談員が記録の確認しながら嘘をつく。過去に遡り繰り返し記録の改ざんをしている状況は、改ざん者である金融庁が説明するように申し立てる。利害関係者と共謀して、口裏を合わせて記録の改ざんを組織的に行っている。

「保有している情報は同一である」「保有している情報」と「開示している情報」が同一であることが法の前提にある。法令等遵守は、「過去に遡って、記録の改ざんはできない」ことで担保されている。記録の改ざんは犯罪である。秘密漏洩・利害関係者との共謀は犯罪である。開示請求に対して開示する情報をねつ造して開示している。記録の改ざんが発覚・露呈しないように、情報を不開示にしている。不開示にすることで、過去に遡り繰り返し記録の改ざんをしている。特定会社に対して違法な検査を実施して処分を行わなかった犯罪を隠蔽している。金融庁は「透明」かつ「公正」な金融行政を掲げている。不開示理由は、全て該当しない。情報の全部開示を行い、金融庁と特定会社の法令等遵守の疑義に対する立証をするように申し立てる。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年5月7日付け保有個人情報開示請求（同月13日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、法18条1項に基づき原処分をしたところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る保有個人情報について

(1) 本件開示請求に係る保有個人情報（原処分に関するものに限る。）は、以下の文書に記載されている保有個人情報である。

- ① 監督局総務課宛てにFAXで送信された「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（案）」に対する意見（平成27年9月22日付け）
- ② 監督局総務課宛てにFAXで送信された「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表別紙1及び別紙11についての意見（平成27年12月20日付け）
- ③ 2014年12月2日付けの相談に対する特定会社から金融庁に対する回答

(2) なお、当初の平成28年5月7日付け開示請求書に記載されていた保有個人情報の名称等からは、対象となる保有個人情報を特定することが困難であったため、同年5月30日付けで補正命令を発出したところ、同年6月9日付け開示請求書（同月13日受付。）により上記(1)のとおり補正されたものである。

具体的には、まず、当庁において、平成28年5月7日付け開示請求

書の記載を基に、対象となり得る保有個人情報を探索し、確認できた保有個人情報を審査請求人に提示の上、開示請求の対象とするか否かを確認するという方法で行われた。

2 原処分について

(1) 原処分は、上記1(1)の①及び②については、全部開示とした。

(2) これに対し、上記1(1)の③については、開示する保有個人情報を「開示請求者からの申出に関し、特定会社が当庁銀行第一課宛回答した書面」(以下「本件回答書面」という。)に記録された保有個人情報と整理した上で、本件回答書面のうち、申出事案に対する金融機関からの報告内容、金融機関の対応方針などの内部管理に関する情報(以下、第3においては「本件不開示部分」という。)については、法14条3号イ及び7号柱書きに該当するものとして、不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求の趣旨

原処分において不開示とされた部分の全部開示を申し立てる。

(2) 審査請求の理由

審査請求書によれば、要旨、「開示請求に対して開示する情報をねつ造して開示している。記録の改ざんが発覚・露呈しないように、情報を不開示にしている。不開示にすることで、過去に遡り繰り返し記録の改ざんをしている。特定会社に対して違法な検査を実施して処分を行わなかった犯罪を隠蔽している。不開示理由は、全て該当しない」等の理由により、本件審査請求を行ったものと解される。

4 原処分の妥当性について

(1) 本件回答書面について

当庁では、金融サービス利用者相談室において受け付けた相談・苦情等のうち、申出人が銀行側への情報提供について承諾している場合には、原則として、当該銀行への情報提供を行うこととしている(主要行等向け総合的な監督指針II-2-2(2))。

本件についても、平成25年12月2日、審査請求人から当庁金融サービス利用者相談室に対し、特定会社の対応について相談がなされ、金融サービス利用者相談室より情報を得た当庁監督局銀行第一課は、特定会社に対して書面を回付して、審査請求人の相談内容を伝達した。

これに対し、特定会社は、銀行第一課に対して、任意に、対応方針等を記載した本件回答書面を提出したものである。

(2) 本件不開示部分の不開示情報該当性について

ア 法14条3号イの不開示事由該当性について

本件不開示部分には、申出事案に係る事実関係(説明及び対応状況を含む)、原因分析、今後の対応方針といった特定会社の内部管

理に関する情報が記載されている。

かかる内部管理に関する情報は、特定会社がこれまでの経験に基づき構築してきた独自のノウハウ、顧客対応の方針や管理態勢その他の内部管理に関する会社経営上の情報であって、通常秘匿されるべきものである。

そのような会社経営上の情報が開示された場合、顧客対応の方針や管理態勢その他の内部管理に関する会社経営上の情報が明らかとなり、そのノウハウが他の金融機関に流出する事態が生じれば、他社との競争関係において不利益を被ることとなる上、特定会社の顧客対応態勢等に関し、社会からいわれのない非難を受けることにより、合理的な理由なく顧客を失うなど、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法14条3号イに該当するものと認められる。

イ 法14条7号柱書きの不開示事由該当性について

本件不開示部分には、審査請求人の申出について、特定会社が当庁への報告事項として取りまとめた、申出事案に係る事実関係（説明及び対応状況を含む）、原因分析、今後の対応方針といった事項が記載されている。

かかる当庁への報告は法令に基づくものではなく、特定会社から任意に提供されていたものであり、かつ、このような情報は、事実関係についての説明であっても、問題の一方当事者である特定会社の認識や理解に基づきなされたものであることから、特定会社の対応方針等を含め、特定会社において通常秘匿されるべき情報に当たる。

そうすると、本件不開示部分を開示することで、特定会社にとって企業経営上の営業戦略等を含む秘匿されるべき情報のみならず、外部に公表されることを欲しない性質の内部情報が開示されることとなるため、今後、当庁に対する対応においても非協力的にならざるを得ず、金融機関の任意の協力を前提としてこれらの情報を得ている当庁において、結果的に必要な情報を収集できず、正確な事実の把握が困難となることは十分に想定され、監督事務の適切な遂行に支障が生じるおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、法14条7号柱書きに該当するものと認められる。

5 結語

以上のとおり、本件不開示部分につき、法14条3号イ及び7号柱書きに該当するとして、これを不開示とした原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月18日 審議
- ④ 同年2月6日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年4月19日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年5月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めるものであり、処分庁は、原処分においては、別紙2に掲げる3文書に記録された保有個人情報を特定し、そのうち文書1及び文書2に記録された保有個人情報の全部を開示する一方で、文書3に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の一部（以下「本件不開示部分」という。）を法14条3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件請求保有個人情報の開示請求に対し、別紙2に掲げる3文書に記録された保有個人情報を特定して原処分を行った経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 審査請求人から提出された当初の開示請求書の記載内容では、開示請求の対象となる保有個人情報の特定が困難であったことから、これを特定するため、審査請求人に対し、開示請求の補正に係る参考情報として、処分庁において保有が確認できた保有個人情報が記録された文書についての情報を提供するとともに、補正を求めたところ、本件請求保有個人情報を開示請求の対象として明示した補正後の開示請求書が提出された。

イ これを受けて、原処分は、別紙2に掲げる3文書に記録された保有個人情報について開示決定等を行ったものであり、その余の保有個人情報については、別件開示決定において、開示を求める保有個人情報の全部を開示している。

(2) 当審査会において見分したところ、本件不開示部分には、審査請求

人が金融サービス利用者相談室に対して行った申出について、特定会社が金融庁への報告として取りまとめた、事案への対応状況等を含む事実関係、原因分析及び今後の対応方針が詳細に記載されているものと認められる。

特定会社からの当該報告は、法令に基づくものではなく、特定会社から任意に提供されたものである上、このような情報は、事実関係についての説明であっても、特定会社の認識や理解に基づきされたものであり、特定会社の対応方針等を含め、特定会社において通常秘匿されるべき情報に当たるものと認められる。そうすると、本件不開示部分を開示すると、特定会社にとって企業経営上の方針等を含む秘匿されるべき情報のみならず、外部に公表されることを欲しない性質の内部情報等が開示されることとなるため、今後監督当局（金融庁）に対する対応において非協力的にならざるを得ず、特定会社らの任意の協力を前提としてこれらの情報を得ている監督当局においても、結果的に必要な情報を収集できず、正確な事実の把握が困難となることが十分に想定され、その監督事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分については、法14条7号柱書きに該当すると認められ、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙 1（本件請求保有個人情報記録された文書）

- 1 総務企画局企画課調査室宛に F A X で送信された「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全措置等についての実務指針」の改正案に対する意見（受信年月日は以下のとおり）
 - ・ 2 0 1 5 年 5 月 8 日
- 2 総務企画局総務課宛に郵送された「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）」に対する意見（文書日付は以下のとおり）
 - ・ 2 0 1 5 年 9 月 2 2 日
- 3 総務企画局総務課宛に F A X で送信された「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）」に対する意見（受信年月日は以下のとおり）
 - ・ 2 0 1 5 年 9 月 2 2 日
- 4 監督局総務課宛に郵送された「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針（案）」に対する意見（文書日付は以下のとおり）
 - ・ 2 0 1 5 年 9 月 2 2 日
- 5 監督局総務課宛に F A X で送信された「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針（案）」に対する意見（受信年月日は以下のとおり）
 - ・ 2 0 1 5 年 9 月 2 2 日
- 6 総務企画局政策課宛にメールで送信された『「平成 2 7 年度金融庁政策評価実施計画」の策定について』に対する意見（受信年月日は以下のとおり）
 - ・ 2 0 1 5 年 9 月 3 0 日
- 7 監督局銀行第一課宛に郵送された「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表別紙 1 及び別紙 1 1 についての意見（文書日付は以下のとおり）
 - ・ 2 0 1 5 年 1 2 月 2 0 日
- 8 監督局総務課宛に F A X で送信された「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表別紙 1 及び別紙 1 1 についての意見（受信年月日は以下のとおり）
 - ・ 2 0 1 5 年 1 2 月 2 0 日
- 9 総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室宛に郵送された文書（文書日付は以下のとおり）
 - ・ 2 0 1 6 年 2 月 2 7 日

- ・ 2016年3月5日
 - ・ 2016年3月29日
 - ・ 2016年3月31日
 - ・ 2016年5月1日
- 10 2014年4月3日付, 6月9日付で金融サービス利用者相談室から
郵送された文書に対応する金融サービス利用者相談室の応接録
- 11 法令等遵守調査室から情報提供として郵送された文書(文書日付は以
下のとおり)
- ・ 2015年6月5日
- 12 2014年12月2日付の相談に対する特定会社から金融庁に対する
回答

別紙 2（原処分で特定された保有個人情報が記録された文書）

- 文書 1 開示請求者からの申出に関し，監督局総務課法務係宛に F A X で送信された書面（平成 2 7 年 9 月 2 2 日）
- 文書 2 開示請求者からの申出に関し，監督局総務課企画調整係宛に F A X で送信された書面（平成 2 7 年 1 2 月 2 0 日）
- 文書 3 開示請求者からの申出に関し，特定会社が当庁銀行第一課宛回答した書面